

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月15日

【会社名】 新華ホールディングス・リミテッド
(新華控股有限公司、Xinhua Holdings Limited)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 レン・イー・ハン
(Lian Yih Hann)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンスドライブ、クリケットスクウェア
(Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神谷 光弘

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木1丁目6番1号
泉ガーデンタワー21階
スカヤデン・アープス法律事務所

【電話番号】 03(3568)2600

【事務連絡者氏名】 弁護士 西 理広

【連絡場所】 東京都港区六本木1丁目6番1号
泉ガーデンタワー21階
スカヤデン・アープス法律事務所

【電話番号】 03(3568)2600

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2017年12月14日開催の当社の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年12月14日

(2) 決議事項の内容

第1号議案：商号変更の件

1. ケイマン諸島の会社登記所において、当社の英語の商号を「Xinhua Holdings Limited」から「Beat Holdings Limited(以下、「ビート・ホールディングス・リミテッド」)といたします。」)に、また、外国で共に使用する中国語の商号を「新華控股有限公司」から「貝德控股有限公司」に変更することについて(以下、合わせて「本件商号変更」といいます。)承認が得られることを条件として、
2. また、ケイマン諸島の会社登記所の登記簿において、本件商号変更に係る新たな商号の効力が発生することを条件として、当社修正及び書替済み基本定款並びに修正及び書替済み附属定款における全ての「新華ホールディングス・リミテッド(新華控股有限公司)」との記載を「ビート・ホールディングス・リミテッド(貝德控股有限公司)」へ変更すること、
3. ならびに本件商号変更のために当社取締役会が当社を代理し、必要又は望ましいと考える全ての手続又は書類の署名若しくは作成、本件商号変更に係る必要な登記手続への立会及び/又は申請等を当社のために行う権限を当社取締役会へ授権することに関する件。

第2号議案：レン・イー・ハン氏の取締役としての再選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	9,202,300	46,469	-	(注1)	可決(99.5%)
第2号議案	9,187,372	61,397	-	(注2)	可決(99.3%)

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する2名以上の株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成によります。

(注2) 議決権を行使することができる株主本人又は代理人による投票数の単純多数の賛成によります。

なお、第1号議案で可決された新しい商号は、ケイマン諸島会社登記所において、現商号(英語名及び中国語名)から新商号(英語名及び中国語名)への登記がなされ、商号変更の証明書が発行された日より効力を有することになります。

以上